

## 令和7年度世増ダム水質分析調査補助業務仕様書

### 1 趣旨

令和7年度の公共用水域水質測定計画に基づく調査のうち、世増ダム貯水池（L-26）の検体採取業務を委託することで業務の円滑な実施を図るものとする。

### 2 契約期間及び業務実施回数

契約期間は、契約の日から令和7年12月31日までとする。

検体採取業務は、契約期間内に6回（5月、6月、7月、8月、9月、10月を予定）、委託者が別途指示する日に行うものとする。

ただし、天候悪化等により採水実施が困難な場合、受託者が委託者に対し、報告を行いその後の対応について協議する。

### 3 委託業務の内容

受託者は、下記の採水地点で表層、中層、下層の試料を採水し、試薬の添加（D0固定作業）及び検体の搬送の一連の業務を行う。

水域	水質調査地点	実施回数
世増ダム貯水池 (青森県八戸市南郷大字島守)	世増ダム内1地点 (別図参照)	年6回※ (5/8、6/3、7/1、8/5、9/2、10/7)

※実施日は、委託者が指示する。

#### (1) 検体採取方法

試薬の添加（D0固定作業）及び検体採取方法は、次によるものとするほか、特に定める必要がある場合は、委託者が別途指示するものとする。

- ・日本産業規格K0102-1 21 溶存酸素
- ・「水質調査方法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号）
- ・日本産業規格K0094「工業用水・工場排水の試料採取方法」

#### (2) 採水項目及び検体数

採水項目及び検体数は別表1に定めるところによる。なお、委託者の都合により項目及び検体数が増える場合がある。

#### (3) 採水結果の報告

##### ア 報告書の内容

以下の内容について提出すること。

- ・カラー写真（遠景、近景、採取試料、サンプリング時）
- ・採水野帳（採取年月日、採取時間、天候、気温、水温、採取位置、採取水深、全水深、透明度、流況、外観、臭気、前日までの降雨状況）
- ・その他参考となる事項

##### イ 委託者への報告

アにおいて指定する報告書を業務終了後2週間経過する前までに、電子ファイルにて委託者へ提出することとする。なお、形式等については、別途指示するものとする。

##### ウ 広域振興局への報告

受託者は、検体受け渡しの際に、アにおいて指定する採水野帳を二戸保健福祉環境センターの公共用水域担当者あてに受け渡すものとする。

(4) 再採水の指示

分析結果が平常とは異なる値となった場合、委託者はその原因等を検討し、協議の上、受託者に対して再採水等を指示することができることとする。

再採水に要した費用は、委託者及び受託者で協議し決定する。

(5) 検体及び採取容器

採水容器は当日までに受託者が二戸保健福祉環境センターまで受け取りに来ること。(受け取り時間についても別途指示するものとする。) また、採水終了後、検体を二戸保健福祉環境センターまで搬送すること。

4 成果品

成果品は、3 (3) イの報告書を取りまとめたものを、電子媒体により委託者に1部提出することとする。

5 その他

(1) 業務を円滑に進めるため、受託者は事前に委託者と業務に係る打ち合わせを行うものとする。

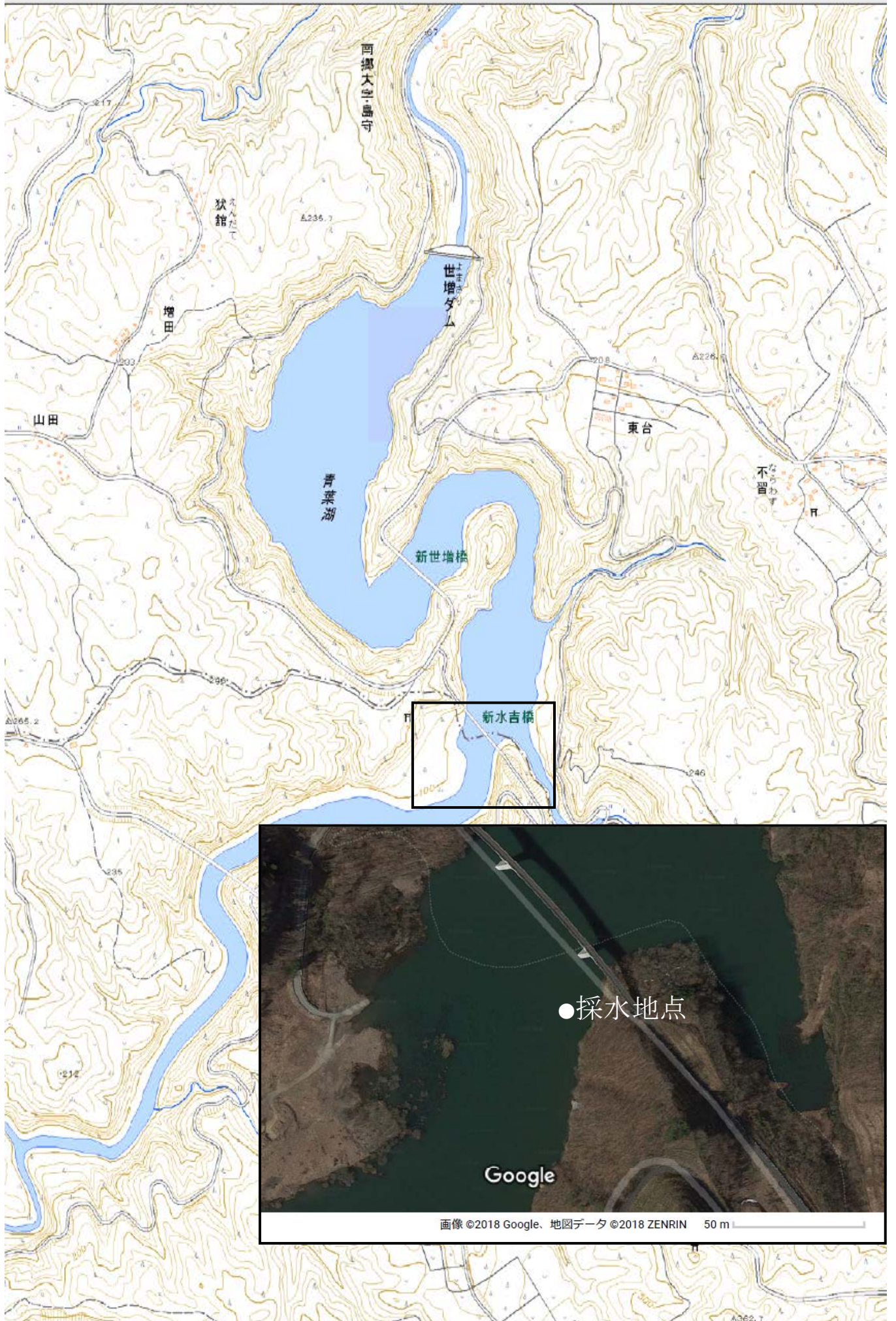
なお、打ち合わせの日時等については別途協議するものとする。

(2) 船、採水器及び救命胴衣等、採水者が使用する物品は受託者が準備するものとする。なお、採水容器、検体搬送用クーラーボックス、保冷剤は委託者が準備する。

(3) 当該ダム管理者との事業手続きは、委託者において実施するものとする。

(4) 採水実施は、現地状況から受託者が判断することとしてよい。ただし、受託者が採水実施可能か判断しかねる場合は、現場の状況を委託者に報告し協議の上判断する。

(5) この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。



別表1

公共用水域水質分析項目	検体数
pH	18
DO	18
COD	18
SS	18
大腸菌数	6
全窒素	6
全燐	6
全亜鉛	12
ノニルフェノール	12
LAS	12
クロロフィルーa	6
プランクトン (優占種)	6
総合計	138